

# 官報

昭和五十二年四月十九日

## ○第八十回 衆議院会議録 第十九号

昭和五十二年四月十九日(火曜日)

議事日程 第十四号

昭和五十二年四月十九日

午後一時開議

第一 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、内閣回付)、参議院回付

第四 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

参議院回付

日程第一 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、内閣回付)

日程第二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、内閣回付)

日程第三 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、内閣回付)

日程第四 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 外國等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) お詣りいたします。

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

午後一時四分開議

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(保利茂君) お詣りいたしました。

内閣から、日本放送協会経営委員会委員に伊藤義郎君、田部長右衛門君、花村仁八郎君、村井八郎君及び横田信夫君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 外國等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 外國等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第二、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(保利茂君) 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案

付案(内閣提出、参議院回付)

〔本号末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたしま

す。  
両案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも参議院の修正に同意するに決しました。

○瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○議長(保利茂君) お詫び申します。内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案を追加して、両案を一括議題となし、委員長の報告を求めて、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(保利茂君) お詫び申します。内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長橋本龍太郎君。

○議長(保利茂君) 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(保利茂君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(保利茂君) 告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたしま

## 〔橋本龍太郎君登壇〕

○橋本龍太郎君 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び雇用保険法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の支給額を引き上げるとともに、支給範囲の拡大等を行おうとするものであります。

改正の第一は、障害年金、遺族年金等の額を恩給に準じて、昭和五十二年四月分及び同年八月分からそれぞれ増額するほか、障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に支給される遺族年金等の支給範囲を拡大し、また、遺族一時金にかえて、その支給要件に該当する遺族に対して新たに遺族年金を支給すること。

第二は、未帰還者の留守家族に支給される留守家族手当の月額を遺族年金の増額に準じて、昭和五十二年四月分及び同年八月分からそれぞれ引き上げること。

第三は、満洲事変において公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の遺族に対して特別弔慰金を支給するとともに、特別弔慰金を受けることのできる遺族の範囲を戦没者等と生計関係のあった三親等内の親族にまで拡大すること。

第四は、昭和五十一年の遺族援護法の改正により、遺族年金等を受ける権利を取得した戦没者等の妻及び戦没者の父母等にそれぞれ特別給付金を支給すること等であります。

本案は、去る二月二十三日付託となり、三月十五日本院の承諾を得て、障害年金、遺族年金等の額の引き上げ等の実施時期を二ヵ月繰り上げる旨の内閣修正が行われたものであり、四月十四日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、

施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、雇用保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、景気の変動、産業構造の変化等に伴つて発生する失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用安定資金を設置する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、雇用保険事業の一環として新たに雇用安定事業を行うこととし、景気の変動、産業構造の変化等に伴う休業または教育訓練等について、必要な助成及び援助を行うことができるること。

第二に、雇用安定事業に要する費用を確保するため、雇用保険の保険料率のうち事業主のみの負担に係る部分を、千分の〇・五引き上げること、

第三に、雇用保険事業を効果的に実施するため、労働保険特別会計の雇用勘定に雇用安定資金を置き、同勘定からの繰入金等をもってこれに充てるものとすること

等であります。

本案は、去る三月十一日付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。また、定期延長の促進に関する件について、全会一致の決議を行いましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第四 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第四、外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案を議題といたしました。

第二に、運輸大臣は、その一定期間が経過した後においても本邦の外航船舶運航事業者の利益が著しく害されている事態がなお消滅していないと認める場合には、その通告をした相手国の外航船舶運航事業者に對し、その船舶について本邦の港への入港または本邦における貨物の積みおろしの制限または禁止を命ずることができる。

第三に、運輸大臣が通告または命令をしようとする場合における関係行政機関の長との協議、通外航船舶運航事業者に對する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律案を議題といたしました。

本件は、三月二十五日本委員会に付託となり、同三十日政府から提案理由の説明を聴取し、四月八日及び十二日質疑を行い、十五日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、運輸大臣は、本邦の外航船舶運航事業者が外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取り扱いに對処するための特別の措置を定めることにより、本邦外航船舶運航事業の健全な發展に資することとしようとするものであります。その主な内容は、

第一に、運輸大臣は、本邦の外航船舶運航事業者に対する不利益な取り扱いに對処するため必要があると認めたときは、當該相手国の外航船舶運航事業者に對し、一定期間内にその事態が消滅しないときは対抗措置を命ぜることがある旨を通告することがあります。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありません。

瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長正示啓次郎君。

文部省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔正示啓次郎君登壇〕

○正示啓次郎君 ただいま議題となりました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、文部省の付属機関として、国立婦人教育会館を埼玉県に、文化庁の付属機関として、国立国際美術館を吹田市にそれぞれ設置しようとするものであります。

本案は、二月十四日本委員会に付託され、二月十八日政府より提案理由の説明を聽取し、慎重審査を行い、本日質疑を終了いたしましたところ、木野委員より、国立国際美術館の設置に関する改正規定の施行期日である「昭和五十二年四月一日」を「公布の日」に改めることとする修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○瓦力君 すなわち、法務委員長提出、沖縄の弁護士資格等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

○議長(保利茂君) 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

○議長(保利茂君) 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 大だいま議題となりました沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申します。

この法律案は、沖縄県の復帰後における社会情勢等にかんがみ、沖縄の復帰に伴う弁護士法の特例に関する暫定措置の期間を延長しようとするものであります。

護士に関する暫定措置の期間を五年間延長し、あわせて、沖縄弁護士は、延長に係る期間内にすべての事務を完了するよう努めるものとすることがあります。

この法律案の起草にあたっては、各党の意見を十分に尊重しつつ慎重に検討した結果、本日成案を得ましたので、ここに全会一致をもつて衆議院法務委員会提案として、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ、速やかに御可決くださいますようお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(保利茂君) 小規模企業共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長野呂恭一君。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○野呂恭一君 大だいま議題となりました小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

○野呂恭一君 小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者が毎月掛金を積み立て、廃業や死亡などの事態に備えるという相互扶助の精神に基づく制度として、昭和四十年に発足したものであります。

本改正案は、最近における経済事情の変化に対応して、小規模企業共済契約の掛金月額の最低限度及び最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給事由を一部改善しようとするものでありますて、その主な内容は、

まず第一に、六十五歳以上で掛金納付期間が二十年以上である共済契約者に共済金を支給することとしている、いわゆる老齢給付について、その要件を緩和し、掛金納付期間が十五年以上になったときには共済金の支給が受けられるよう改めること、

第二に、掛金月額の最低限度を五百円から千円に、最高限度を一万円から三万円に、それぞれ引き上げること

などであります。

本案は、去る三月八日当委員会に付託され、同二十五回中通産業大臣より提案理由の説明を聴取し、以後、日本社会党提案の小規模企業共済法の一部を改正する法律案と並行して審査を行

昭和五十二年四月十九日 衆議院会議録第十九号

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者等の事業活動の調整に関する法律案についての田中通商産業大臣の趣旨説明

六二上

かくして、本日、本案に対する質疑を終了し、引き続き採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。よる、本案に付く小見尾末を審議會に付す

以上の御報告申し上げます。(拍手)  
本業に文し、人材育成等を目的に文する  
る国の助成の充実などを内容とする附帯決議が付  
せられましたことを申し添えます。

卷之三

○議長(保利茂君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり  
ませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつ  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

た。で、本案は委員長報告のとおり可決いたしまし

○稻言機人君　ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、沖縄県の復帰後における社会経済情勢の変化等にかんがみ、内国消費税及び関税に関する

〔異議なし」と呼ぶ者あり】  
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしませんか。

卷之三

## 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案

## ○議長(保利茂君) 内閣提出、中小企業の事業

動の機会の確保のための大企業者の事業活動の整に関する法律案について、趣旨の説明を求め

す。通商産業大臣田中龍夫君。

○国務大臣(田中龍夫君) 中小企業の事業活動  
機会の確保のための大企業者の事業活動の調整

関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

中小企業の事業活動の機会を通じて確保する  
とは、中小企業基本法の制定以来、中小企業政

の重要な柱の一つとなっております。このため  
で昭和三十九年、中小企業団体の組織に關

る法律の一部改正により、中小企業と大企業と間に生ずるいわゆる事業分野をめぐる紛争につ

て、これを当事者間の自主的努力を基本として

決するための特殊契約制度が、商工組合の行う業として創設されたところであります。

しかしながら、以来現在まで、この制度の運  
実績は乏しく、また、石油危機以降内外経済環

の変化により、わが国の経済が安定成長への移りを余儀なくされている中で、従前 中小企業が多くてまいりました事業の分野において、大

関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと  
決した次第であります。

企く行は、経済の効率化の達成や消費者利益の増進といった自由経済のメリットを可能な限り損なわぬよう配慮しつつ、多種多様な問題に対しても

株のための大企業者 六二六

機動的な調整を行う必要があり、そのためには、このような調整方法が妥当と考えられるためであります。

第三は、主務大臣が、調整の申し出のありました案件に関して、大企業の進出が切迫している場合には、これを一時停止すべき旨の勧告を行い得ることとしたことであります。これにより、大企業の進出が既成事実化し、調整が難航することを防止することが可能となると考えられます。

以上が、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案の趣旨でございます。

慎重御審議のほどをお願いいたします。(拍手)

### 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案

#### (内閣提出) の趣旨説明に対する質疑

○議長(保利茂君) 大だいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。

中島源太郎君。

【中島源太郎君登壇】

○中島源太郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案につきまして、若干の質問を申し上げます。

申すまでもなく、わが国の中小企業は、事業所の数において約九九%、従業者の数において約七八%、生産、流通額において約五〇ないし六〇%を占め、国民経済の基盤を支えるきわめて重要な地位にあり、今後におきましてもこの重要な役割は決して変わるものではないと考えるのであります。

しかしながら、中小企業を取り巻く現実の環境は、日に日に厳しさを増しておきまして、長期にわたる経済不況、発展途上国との追い上げなどによりまして、多くの中小企業が経営の危機にさらさ

れておりますことは、最近における中小企業の倒産記録の更新に如実にあらわれているところであります。

その上、從来から中小企業が啻々として事業を営み、その存立基盤としてまいりました事業分野に、大企業やそのダミーが進出して、既存の中小企業の存立をさえ危うくしている実情は、まことに憂慮にたえないところであります。

この大企業の進出事例は最近特に多くなっておりまして、たとえば庶民の生活に密着をいたしましたクリーニング、豆腐、もやし、葬祭業、さらには段ボール紙器、理化医ガラス等、枚挙にいとまない状態であります。

現在まで、このような業種における紛争事例は、ほとんどが解決済みと言われてはおりますが、結果的に、進出した大企業と併存という形で涙をのんで妥協せざるを得ないという現実は、中小企業者に大きな不安を残していると言わなければならぬのであります。

政府は、これららの実態をどう把握し、どう対処しようとしているのか、これら進出企業の良識を欠いた企業行動をどう見るのか、また、中小企業

厅ないしは通産省が中小企業の保護を考えるのにとどまらず、政府全体として大企業のモラル確立についてどのように指導を進めるのか、以上の点について、まず、総理のお考えをお伺いいたしました。

さて、中小企業の事業分野に大企業などが進出いたしまして中小企業を侵害するという問題は、特に石油ショック以後、成長期に入ったわが国において、急速にクローズアップされてまいりました。

このような経済的、社会的環境の変化に伴う国

下、法律案の内容につきましてお尋ねいたしました。まず、大企業の進出計画につきまして、政府の手による事前調査の規定が入っておりますことは高く評価いたすものであります。中小企業団体から調査の申し出があつたとき、機動的に対応できるよう調査体制が果たしてできているのかどうか、その人員、機構、予算措置等、行政上の裏づけについてお伺いいたしたいと思うのであります。

次は、本法案の勧告措置についてであります。本案では、大企業の進出が中小企業に打撃を与えると認めるときは、主務大臣が大企業に対し調整勧告をいたし、必要があれば一時停止勧告をすることとし、勧告に従わない場合はその旨を公表することといたしておりますが、この措置で勧告の実効を完全に確保できるというお考えなのかどうか、もし公表がペナルティとしての効果を上げることができなかつた場合にはどうするのかをまずお尋ねいたしたいのであります。

本案では業種指定の方法はとらず、ケース・バイ・ケースで、勧告などの措置によって調整を図らうとするものでありますだけに、従来の行政指導による調整の実績に照らして、特にこの点を懸念するものであります。わが党といたしましては、勧告を聞き入れない場合には命令を発動しなお従わないときには罰則を適用するという措置があつてこそ、初めて中小企業を真に守り得ると考えるものであります。政府の御意見をただしましては、(拍手)

次に、基本的な問題として、本法案では小売商業が適用除外となつておりますが、これは、小売商業関係者に大いなる不安をもたらすものではないかと思うのであります。従来からの中小企業の分野に大企業が進出する事例は、実は地域的な小売商業の部門においてこそ圧倒的に多いのであります。さらに、デパート、大型スーパーなどとどちら、生協、農協の進出も看過できない問題であります。

りますだけに、この小売商業を除外したのは、一體いかなる理由によるものか、御説明をお願いいたしたいと思います。

また、小売商業の分野は、大規模小売店舗及び小売商業調整法の二法によつて守り得るとお考えであるとするならば、本法と大規模小売店舗法及び小売商業調整法の三法の運用の整合性をどうか、その人員、機構、予算措置等、行政上の裏合性を欠く場合は、あたら行政の複雑化を招くことになります。されば、公表が、政府の見解をお示し願いたいのであります。

特に、本法案において、大企業進出の既成事実化を防止するための事前調査の規定や、一時停止勧告の規定、さらには勧告違反に対する公表などの規定が設けられているのに対しまして、小売商業を守るべき小売商業調整法には、これららの規定が欠けておることになり、運用の強化のみをもつては対処し切れないと思われますので、整合性の規定が設けられていないのに対しまして、小売商業の見解を伺いたいと思います。

さらに、本法案において命令、罰則の規定を設けるといたしますれば、商調法も同じく改正すべきであると考えますが、重ねて政府の見解をお聞かせ願いたいと存じます。

なお、大規模小売店舗法につきましても、各県の条例によりまして個々に改定される実情に照らしますが、この際、しっかりと画一した基準を示しますためにも改正が必要であると考えますが、検討の用意がおありかどうか、この際あわせてお伺いいたしておきたいと思うのであります。

以上、本法案に関する質問を申し上げました

が、本法案により、大企業の進出問題を調整するだけで、中小企業が安定するわけでは決してありません。まして、中小企業の分野に一線を画することは、一面から言えば過保護政策であり、かえつて近代化をおくらせる結果になります。しかし、この法律案で、大企業の進出問題を調整するといふ意見も確かに聞かれるところであります。



(拍手)  
言うまでもなく、市場経済における寡占の弊害を除去するためには独禁政策が展開をされております。ところで、独禁政策は、市場経済を自由競争に任せ、弊害があらわれたらこれを除去し、補正する性質のものであります。しかしながら、その実効を期するには、寡占構造ができないよう予防措置をとることが必要ではないか。また、いわゆるスケールメリットの限界がはつきり出ている今日、市場経済のあり方にメスを入れるときではないかと思ふのであります。

分野法を考えるに当たって、こうした観点と同時に、中小企業者が地域に密着し、住民の需要を的確につかみ、商品の供給を通じて住民と一つの生活圏を形成してきたことを銘記すべきであります。

そこで、本来中小企業に任せることが適切な分野については、これを中小企業者に担当させ、その上に、適正な競争、近代化や技術の向上、消費者利益の増進など、必要な中小企業振興政策を強化すべきと考えますが、まず、こうした基本問題について明快に答えていただきたいのであります。

ところで、通産大臣、あなたは独禁法の改正強化に対してもそうですが、この分野法の制定について全く消極的であり、遺憾であります。あなたの所管する中小企業庁は、一口に言って、国民経済を健全にし、経済力の集中を防止するため、中小企業を健全に育成し、発展させることを目的であります。にもかかわらず、大企業に目を向けて、恐る恐る法案を持ち出すという態度は言語道断であります。身勝手な大企業の進出を規制するが当然ではありませんか。しかし、業種の指定や大企業の進出規制は、営業の自由を奪い、憲法違反にもなりかねないと主張してみたり、大企業に対して緩やかな法規制で臨みたいなど、なまぬることを言い続けてきたのですが、まさに主務大臣としての責任回避であります。現に、自民

(拍手)

言うまでもなく、市場経済における寡占の弊害

を除去するためには独禁政策が展開をされておりま

す。ところで、独禁政策は、市場経済を自由競争に任せ、弊害があらわれたらこれを除去し、補正

する性質のものであります。しかしながら、その

実効を期するには、寡占構造ができないよう予防

措置をとることが必要ではないか。また、いわゆ

るスケールメリットの限界がはつきり出ている今

日、市場経済のあり方にメスを入れるときではな

いかと思ふのであります。

分野法を考えるに当たって、こうした観点と同

時に、中小企業者が地域に密着し、住民の需要を

的確につかみ、商品の供給を通じて住民と一つの

生活圏を形成してきたことを銘記すべきであります。

そこで、本来中小企業に任せることが適切な分

野については、これを中小企業者に担当させ、そ

の上に、適正な競争、近代化や技術の向上、消費

者利益の増進など、必要な中小企業振興政策を強

化すべきと考えますが、まず、こうした基本問題

について明快に答えていただきたいのであります。

ところで、通産大臣、あなたは独禁法の改正強

化に対してもそうですが、この分野法の制定につ

いて全く消極的であり、遺憾であります。あなた

の所管する中小企業庁は、一口に言って、国民経

済を健全にし、経済力の集中を防止するため、中

小企業を健全に育成し、発展させることを目的で

あります。にもかかわらず、大企業に目を向け

て、恐る恐る法案を持ち出すという態度は言語道

断であります。身勝手な大企業の進出を規制する

のが当然ではありませんか。しかし、業種の指

定や大企業の進出規制は、営業の自由を奪い、憲

法違反にもなりかねないと主張してみたり、大企

業に対して緩やかな法規制で臨みたいなど、なま

ぬることを言い続けてきたのですが、まさに主務大臣としての責任回避であります。現に、自民

党にさえ反発が出ているではありませんか。この際、改めて大臣の心境を聞かせていただきたい

のであります。

次に、具体的な内容について、問題点と私の考え方を述べながら、お尋ねをしたいと思います。

その第一点は、大企業の進出を事前に有効にチェックするためには、業種指定をとることが正しい措置と考えます。ところが、政府は、業種指定を避け、かわりに中小企業団体の申し出によつて、相當数の中小企業の経営に影響を及ぼす大規模の事業の開始または計画について調査を行ない、審議会に諮つて調整勧告等を行うだけではありません。とうていこの程度で目的を果たすことはできません。

われわれはかねて、分野法は、国民経済上中小企業分野として確保することが適切な業種を定め、大企業者の進出に必要な規制を加え、もつて中小企業の存立基盤を擁護し、経済秩序を維持するものであるよう主張してまいりました。前にも触れたように、中小企業者は地域社会に根差し、国民生活の向上に努めています。そうしたところへ大企業が直接、あるいはダミーを使い、巨額な資本をつき込んで出てきたら、一体既存の中小企業はどうなるであります。転廃業に追いつくことには明白であります。

ところで、通産大臣、あなたは独禁法の改正強化に対してもそうですが、この分野法の制定について全く消極的であり、遺憾であります。あなたの所管する中小企業庁は、一口に言って、国民経済を健全にし、経済力の集中を防止するため、中小企業を健全に育成し、発展させることを目的であります。にもかかわらず、大企業に目を向け、恐る恐る法案を持ち出すという態度は言語道断であります。身勝手な大企業の進出を規制するが当然ではありませんか。しかし、業種の指定や大企業の進出規制は、営業の自由を奪い、憲法違反にもなりかねないと主張してみたり、大企業に対して緩やかな法規制で臨みたいなど、なまぬることを言い続けてきたのですが、まさに主務大臣としての責任回避であります。現に、自民

でも思っているのでしょうか。

そこで、この際、具体的な提案を申し上げた

い。

第一に、指定業種で現に事業を営んでいる者、新たに営もうとする者は、主務大臣に届け出を行

わせること。第二に、「の指定業種について、大企業者は新たに事業を営み、または設備の新增

設、経営規模の拡張ができない旨の制限措置をとること。第三に、大企業者の事業活動により相当部分の中企業者が圧迫を受けると認めるとき

は、大企業者に圧迫の緩和措置をとるよう命令で

きること。そして第四に、大企業者が資本的、人

的関係において制限措置がとられている分野に支

配力を及ぼしてはならない規定を行い、これが違

反行為の排除措置を命ずることができるよう、それが違

れぞれ明文化すべきであります。

以上の当然包含すべき重要規定が政府案に全く欠落していることは、実効性を薄める以外の何物

でもありません。

また、罰則について言えば、いま申し上げたよ

うな規制措置の実効を確保するためには、違反行

為者に対し罰則をもつて制裁すべきは当然であります。政府案はまさに申しわけ的規定であつて、明

確にお答えいただきたいと思います。

第三点に、規制措置をとる業種の振興対策につ

いて伺いますが、通産大臣、分野確保の法的措置

を講ずると、中小企業者は安閑とし、近代化など

経営努力を怠り、消費者サービスの低下が考えら

れるという意見が通産内部にある仄聞をいたしま

す。とんでもない話であります。今日、中小企業

者は、消費者へのサービス向上が企業の生き延び

道ではどうてい役に立ちません。本法案をめぐ

る道と受けとめて、必死に経営に当たつております。私は、むしろ大企業の進出で、独占的な市場

支配が強化されにく結果こそが消費者の利益を損なうものと思うのであります。

さて、ここで強調したいことは、中小企業への

指導と助成を強め、品質の向上、価格の安定、技

術の改善、技術者の育成など、中小企業に対する

必要な振興措置をとることが今日的な重要な課題と

考えますが、この点につき政府は具体的にいかな

る計画を持っておられるか、お聞かせいただきた

いのであります。

第四点。これも大事な問題であります。政府

は小売業を適用除外にいたしていませんが、全く納

得がいきません。今日、スーパーなど大規模店の

進出が地域の中商業者をどれほど圧迫している

か。また、書籍業などを見ると、一部私鉄大手も

加わって、郊外や地方中小都市に大店舗が進出

し、伝統ある地方文化の向上に寄与してきた中小

書店を著しく圧迫する事例は、枚挙にいとまがあ

りません。

これらに対し、政府は現行の大規模小売店舗法、いわゆる大店法や小売商業調整法、いわゆる

商調法で規制できるという考え方ですが、大臣、そ

れで本当に有効な規制ができるのか、大店法はまた

と言わざるを得ませんが、もし確信がおありな

ら、それをお示し願いたいのであります。

御承知のように、商調法はまだスーパーなどが

存在しない三十四年の制定ですし、大店法はまた

四十八年のオイルショック以前に制定されたもの

であります。したがって、制度の立て方が今日の

情勢に適合しないものが随所にあることは、大臣

も知らぬはずはないと思います。それとも、分野

法の制定に合わせ、この際、両法を改正強化し

て、小売商業の分野における大企業の進出を規制

するという考え方を持っておられるのか、その辺も

明確にお答え願いたいのであります。

最後に、審議会のあり方と主務大臣の権限、地

方自治体との関係についてお尋ねいたします。

さて、名称はともかくとして、審議会は当然の

こととして中小企業者の意見が十分に反映できる

よう、委員の選舉、会議の運営が保障されなければなりません。また、主務大臣の権限のうち、都

道府県知事に実質的にゆだねることが分野確保上

よりベターと認められるものは、都道府県知事に

委任するか、その判断を尊重することが妥当と考えますが、この二点についてはいかがであります。

質問は以上であります。福田総理並びに田中通産大臣は、全国七百万の中小企業者が注視をしていることにかんがみ、これが切実な願望にたどり得る所信を披瀝されるよう要求し、私の質問を終ります。(拍手)

## 〔内閣総理大臣福田赳氏君登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳氏君) 清水さんから、私は大企業本位の保守本流である、こういうお話をございますが、私はしばしば言っているのです。国民本位である、日本本流であるというふうに申し上げておるのであります。(拍手)その点は、しかと間違いないように御承知願います。そういう清水さんの立場から、国会の決議を政府は無視して、分野確保から紛争調停というよう後退しているじゃないか、そういうお話であります。この法案の名称は調整でございます。しかし、内容をよくお調べ願えれば、これは中小企業の分野を確保するための調整である、かのように御承知を願いたいのであります。しかも、この法案の作成に当たりましては、これは中小企業政策審議会、会長は有沢広巳さんです。あの公正な有沢さんが中心となってまとめた案を取り入れているということをもしましても、これは決して国会の決議から後退したものじゃない、国会の決議を現実に生かしたものである、こういふうに御理解を願いたいのであります。

また、今回の立法では業種指定を外しているのはいかぬじやないかというお話をございますが、何が中小企業に適した業種であるか、何が大企業に与えらるべき分野であるか、これを客観的に決めるということは非常にむずかしいと思うのであります。よく御検討を願いたい、こういうふうに思ます。

また、さらに、勧告だけでは足らぬじやないか、これは罰則規定を必要とするのじやあるまい

か。私は、今日のようなこういう社会モラルの進んだ社会におきましては、勧告があり、それが公表されるというようなことになりますれば、これには相当の効果があると思うのです。しかし、それがあるかないか、これは国会におきましても十分御検討願いたいということをお願い申し上げます。(拍手)

## 〔国務大臣田中龍夫君登壇〕

○国務大臣(田中龍夫君) お答えをいたします。

通産大臣が本法案に消極的で、責任回避に終始しているじゃないかというようなことでございません。

(拍手)

中小企業の事業活動の機会の確保は、中小企業政策の重要な柱の一つでございまして、大企業の進出による不当な利益の侵害から中小企業を守るという基本的な考え方は、毫も搖らいでおるわけではありません。

次に、本法案の実効を確保するために、まず業種指定、それから届け出制の問題、大企業への命令規定等を導入すべきではないかという御意見でございますが、業種指定には、ただいま総理からも申し上げたごとくに、客観的かつ公正な指定基準がなかなか得られない、かようなことで、審議会におきましてもこの点は検討をいたしましたが、採用しがたい、また、命令規定の導入はわが国経済の運営の基本に触れる問題でございまするが、検討をいたしました。

(拍手)

最後に、都道府県知事への権限委任をしていな

いのは、広域的な案件がほとんど見込まれますためでもあり、このような案件の調整に当たりましては、地元の声は審議会に十分反映させることに運営に努めることができます。かように考えております。

以上、お答えをいたします。

## ○議長(保利茂君)

〔長田武士君登壇〕

○長田武士君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

中小企業の事業分野への大企業の恣意的な進出は、いまに始まつたものではございません。昭和四十八年の石油ショックによる狂乱物価と、それに引き続く世界的な不況の長期化により、日本経済は減速を余儀なくされております。特に、この分野の拡張を目指し、相次いで中小企業の事業分野にまで進出してきたのであります。また、これらからわが国の経済の推移を考えても、こうした

改正するかどうかという御質問でござりますが、本法案に整合いたしました商調法の改正の点につきましては、商調法自身幅広い活動が可能な点があるかないか、これは国会におきましても十分御検討願いたいということをお願い申し上げます。

また、審議会に中小企業者の意見を十分に反映させるための方策につきまして御指摘がございましたが、審議会のメンバーに中小企業界の代表の参加を求めるることはもちろんのこと、具体的な調整に当たりましては、関係中小企業者の生の声を審議会の審議に反映させることによりまして適切な運営に努めることができます。かように考えております。

かすことは明らかであります。

したがって、大企業の無差別な進出に歯止めをかけ、中小企業の事業分野との調整を図るために法制化は、緊急の課題となっております。

わが党は、第七十二回国会以来、中小企業と大企

業の事業分野調整を目的とする法律案を国会に提出し、その推進を図ってまいりました。政府は、提

出し、その推進を図ってまいりました。政府は、見具申を受け、今国会への法案提出に踏み切ったのであります。これが遅きに失したと言わざるを得ないのであります。

しかも、ただいま政府から提出された本法案の内容は、多くの問題点を持っております。すなわち、分野調整に関する業種指定を見送り、また、本大企業の進出計画を縮小、中止する必要がある場合でも勧告することとどめ、その上さらに、本法案の適用から小売業を除いてしまったのであります。これでは、中小企業分野への大企業の進出に対し、これを抑え、調整する実効性の乏しいものと言わざるを得ないのであります。

そこで、まず総理に質問いたします。

総理は、かねてより助け合い、補い合うことをモットーとし、「協調と連帶」こそがこれから社会に必要な行動原理であると述べられております。こうした観点から言えば、社会的に弱い立場にある中小企業が大企業の圧迫を受けないようになることこそ、総理の所信にかなつたものであると思ひます。この点について総理の基本的な考え方を明らかにしていただきたいのであります。

以下、具体的にお伺いをいたします。

その第一は、業種指定の問題であります。私どもは、かねてより、大企業の進出によって中小企業者の経営が不安定となるおそれがある場合、事前に業種を指定すべきことを主張してまいりました。業種指定を行なうことは、決していわゆる営業の自由に反するものではないはずであります。

そもそも、大企業と中小企業を全く同様に

位置づけて競争させることができ、果たして公正な競争といい得るのであります。資本、組織、技術開発などの総合的経営能力から判断しましても、大企業の優位性は否定し得ないものであります。したがって、同一業種の市場競争で、眞に営業の自由を確保できるのは大企業のみであると言つても過言ではございません。

また、業種を指定することは、消費者の利益を侵害し、中小企業の近代化をおくらせるという見方もあります。しかし、日本経済の歴史の上から見ても、大企業の進出がやがては市場の寡占化を進め、物価のつり上げと同時に、社会的不公正の原因をつくり出し、国民生活に多大な悪影響を及ぼしてきた事実こそ重視しなければなりません。

そこで、わが党としては、大企業の無謀な進出から中小企業の事業分野を守るには、あらかじめ、大企業の進出を規制する業種を定めておくことが、事前チェックを行う上からもきわめて有効であると考えるものであります。

しかるに、本法案では、何ゆえに、この業種指定を見送ってしまったのか、その理由について、明確なる御答弁をいただきたいのであります。

第二には、政府は、業種指定にかかるものとして、事前調査規定を追加いたしました。

わが党といたしましても、この事前調査規定については、一応は評価するにやぶさかではあります。しかし、この調査規定は、中小企業団体が調査の申し出をし、それが相当の理由があるものと認められてから、初めて調査が行われるというふうに、きわめて消極的なものとなつております。したがつて、大企業の進出を事前にチェックするという目的から見て、その実効性はきわめて乏しいものと言わざるを得ないのであります。

果たして政府は、本法案をもつて、中小企業者の要求に沿つた調査が十分できると考えておられるのかどうか、この点について總理のお考へを伺いたいのであります。

第三に、勧告措置についてお伺いをいたしました。政府案には、大企業の進出を調整する措置として、大企業に対し、事業開始時期の繰り下げ及び計画実施の一時停止などの勧告ができるとなつております。しかし、これらの勧告が大企業が従わなかつたときは、その旨を公表するのみで、何らの改善命令、中止命令をも含んでいないのであります。したがつて、この勧告規定のみでは、やり得といつた事態を生じ、中小企業者を守ることができまいばかりか、本法案の目的が空洞化してしまうおそれすらあるのであります。

總理は、これらの勧告、公表規定のみで、大企業の進出を抑えることができると思っておられるのかどうか。

わが党としては、本法案の効果をもたらすためには、大企業が勧告に従わない場合に、これに従うよう命令することができるとの規定を設けることが、せひととも必要であり、同時に、命令に従わない場合の罰則規定を設けるべきであると強く主張するものであります。(拍手)これに対する總理の見解をお伺いしたい。

第四には、小売業を本法案の適用除外としている点であります。

今日、小売業界における大企業の進出が著しく、大きな社会問題となつてゐることについて、總理はこうした現状を十分認識されておられるのを承認する。現行の大店法、商調法の運用では、小売業界の紛争を一向に解決し得ない状況にあることは、多くを論ずるまでもありません。それにともかかわらず、本法案では、何ゆえに小売業を適用除外されたのか、この点について、明解なる御答弁をいただきたいのであります。

また、地方自治体が独自で、大規模小売店規制の条例化を推進する動きが見られますが、こうして、事前調査規定を追加いたしました。

わが党といたしましても、この事前調査規定については、一応は評価するにやぶさかではあります。しかし、この調査規定は、中小企業団体が調査の申し出をし、それが相当の理由があるものと認められてから、初めて調査が行われるといふふうに、きわめて消極的なものとなつております。したがつて、大企業の進出を事前にチェックするという目的から見て、その実効性はきわめて乏しいものと言わざるを得ないのであります。

果たして政府は、本法案をもつて、中小企業者の要求に沿つた調査が十分できると考えておられるのかどうか、この点について總理のお考へを伺いたいのであります。

以上、特に重要な問題点を指摘し、質問してまいりましたが、わが党は、本法案を実効性のあるものとするために、業種指定の導入を初め、命令、罰則規定の明文化とともに、小売業への適用等について規定するよう強く本法案の修正を求めるものであります。(拍手)そこで、總理は、これらの中止命令をも含んでいないのであります。したがつて、この勧告規定のみでは、やり得といつた事態を生じ、中小企業者を守ることができまいばかりか、本法案の目的が空洞化してしまうおそれすらあるのであります。

最後に、中小企業の倒産は、年々増加の一途をたどり、三月度における倒産件数は、史上最悪の千七百件台を突破するという厳しい状況であります。政府は、かかる事態をいかに認識し、どう対処されようとしているのか、明快なる御答弁をいただきたいであります。

いまや、国際経済とともに、わが国の経済は歴史的な転換期を迎えて、いまこそ、高度経済成長時代における大企業の自由を放棄した市場原理が生み出した社会的不公正を速やかに是正していく必要があります。政府は、かかる事態をいかに認識し、どう対処されようとしているのか、明快なる御答弁をいただきたいであります。

いまや、国際経済とともに、わが国の経済は歴史的な転換期を迎え、いまこそ、高度経済成長時代における大企業の自由を放棄した市場原理が生み出した社会的不公正を速やかに是正していく必要があります。政府は、かかる事態をいかに認識し、どう対処されようとしているのか、明快なる御答弁をいただきたいであります。

以上、特に重要な問題点を指摘し、質問してまいりましたが、わが党は、本法案を実効性のあるものとするために、業種指定の導入を初め、命令、罰則規定の明文化とともに、小売業への適用等について規定するよう強く本法案の修正を求めるものであります。(拍手)そこで、總理は、これらの中止命令をも含んでいないのであります。したがつて、この勧告規定のみでは、やり得といつた事態を生じ、中小企業者を守ることができまいばかりか、本法案の目的が空洞化してしまうおそれすらあるのであります。

政府といたしましても、この問題には、既存の大規模小売店舗法、小売商業調整特別措置法等の運用でまあまあこの調整に当たってきて、ますますの成果を上げておるというふうに存じますが、この運用を強化するということによりまして対処し得るということでお答えいたとおりでございます。

それから最後に、いろいろの御意見を述べられました。その御意見を取り入れて政府は法案の修正をする用意があるか、こういうようなお話をございましたが、これは中小企業政策審議会の十分な審議を得て、慎重審議決めたものでございますので、せひととも原案に御賛成を願いたい、十分の御審議を願いたい、かよう存する次第でございました。

また、中小企業は現在きわめて厳しい環境に置かれています。政府はこうした事態をどう認識し、どう対処するかというお話をございますが、中小企業対策は、予算上、行政上いろいろな政策をとつてていることは皆さん御承知のとおりでござります。しかし、何よりも大事なことは、いま停滞しておる景気を回復させることである、こういふふうに存じております。この景気回復のために全力を尽くす、これが最大の中小企業対策である、かよう認識を持って景気の回復に邁進をしたい、かよう存じております。(拍手)

ただいま総理からまことに詳細にお話がございましたので、私の所見を通産大臣といたして申し上げる次第でございます。

業種指定の問題につきましては、御案内のとおりに、中小企業政策審議会におきまして、これは十分にいろいろと検討を尽くしたのでございます。結局今回の場合は、この答申に従いまして、業種指定をいたさない。それは、消費者の利益の侵害になるなどの弊害もいろいろ懸念されますので、ここに客観的な公正妥当な基準が見出しがたいという点から外した次第でございます。

次に、事前調査の要件が厳しく、中小企業者の要求に十分にこたえないではないかという問題でございますが、既成事実化を防止いたしますために、早い時期に問題に対処いたします道をこの事前調査ということを開いた次第でございます。

なお、この規定の趣旨にかんがみまして、できる限り彈力的にまた中小企業者の申し出に応じる十分な配慮をもつてこれを善処してまいりたい。なお、大企業の進出抑制の実効を上げるために、命令、罰則の規定を設けるべきではないのか、勧告だけでは足りない、こういうことでございますが、本勧告の中におきましたは、従来と違います。そこで停止ということが強く出されておる次第でございまして、多種多様な問題に対して機動的でございまして、本法のよろなソフトな方法が一番ふさわしいのではないか、かようになります。

また、小売業を本法の適用から除外するというのは、ただいま総理から申上げましたが、つまりを申すならば、小売関係は大規模店舗法と商調法、これによりまして全部一括包括されておる次第でありまして、分野調整法におきましては製造業、卸業、サービス業、この分野におきまする法律でございますので、ここに小売を外したような次第でございます。

なおまた、大店法の対象外の大型の店につきまして、地方自治体の条例制定等のことなどござりまするが、結局今回の場合は、この答申余りこれによりまして規制がばらばらにならないよう、今度の分野調整法によりまして、今後かような問題を十分に配慮いたして善処してまいりたい、かように考えております。(拍手)

### ○議長(保利茂君) 宮田早苗君

〔宮田早苗君登壇〕

○宮田早苗君 私は、民社党を代表して、本院に提案されました中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案に關し、数点の問題点を指摘し、政府の明快な御答弁をいただきたいと思います。

中小企業を取り巻く環境はきわめて厳しく、ま

た、将来展望の持てない戦後最悪の局面にあります。中小企業の分野調整法制定運動が中小企業諸団体の間からほうはいとして起り、国会においても本格的に議論されるようになりましたのは、去る四十八年の石油ショック以後の成長の鈍化といいます。中小企業の分野への進出を命令、罰則によって排除するより強制力のある法律とした場合、独占禁止法の運用という觀点から公正取引委員会との関係が問題になると思うが、通産大臣の御意見を承りたいのであります。

中小企業分野を法律によつて確保することの是非がここ数年にわたつて議論されてきたのであります。しかし、調整法の制定によつて中小企業の経営近代化、あるいは技術開発に対する熱意が薄れるのではないかという見方が一方にあります。私は、中小企業は地域に密着をし、持ち前のバイタリティーで国民経済に大きく寄与してきた過去の実績から、これは単なる危惧にすぎないとと思うのですが、従前にも増して、政府の中小企業政策は国民のニーズの多様化に即したものでなければなりません。

長期にわたる構造不況で業種転換を迫られて

い、こう思つてあります。

総理並びに通産大臣、現下の実態をどうとらえ、中小企業施策をどう推進なさるのかをまずお伺いし、以下、法案の内容について質問を続けます。

提案されました政府案に盛られております調査、調整勧告、停止勧告といった従来のような行政指導型では大企業の中小分野への進出の歴どめにならないという意見が関係業界団体に根強いの

であります。私どもも同様の主張であります。これに対し、政府案以上の強制力を持たせた場合、これが自由競争の原則原則に触れ、企業の活力を低下せしめるという指摘が一方であります。

民社党は、経済政策の将来像を、自由競争の中にも計画性を取り入れるべきだという基本的な姿勢を党是としているのですが、本法の制定が中長期的な産業構造政策の中でどう位置づけられているのか、通産大臣の御所見を承りたいのであります。

この件に関し、行政指導型からもう一步踏み込

み、大企業の中小分野への進出を命令、罰則によつて排除するより強制力のある法律とした場合、独占禁止法の運用という觀点から公正取引委員会との関係が問題になると思うが、通産大臣の御意見を承りたいのであります。

中小企業分野を法律によつて確保することの是非がここ数年にわたつて議論されてきたのであります。しかし、調整法の制定によつて中小企業の経営近代化、あるいは技術開発に対する熱意が薄れるのではないかという見方が一方にあります。私は、中小企業は地域に密着をし、持ち前のバイタリティーで国民経済に大きく寄与してきた過去の実績から、これは単なる危惧にすぎないとと思うのですが、従前にも増して、政府の中小企業政策は国民のニーズの多様化に即したものでなければなりません。

長期にわたる構造不況で業種転換を迫られて

か、お尋ねいたす次第であります。

オイルショック以後、多発しました大手と中小の紛争処理は、所管省庁の行政指導によつて解決してきたわけですが、新法の制定に当たり、中小企業団体法にあります特殊契約条項は事实上空文化するのでありますが、通産省としては、将来同法の扱いをいかがするお考えか、お聞かせ願いたいのであります。

最後に、本法立案の過程で、大型店舗法、商調法の改正問題がクローズアップされてしまりましたが、大型店舗と中小商店の共存共栄を図る見地から、同二法を含め、流通問題の抜本的改革を図るため再検討すべき時期に來ていると思うが、通産大臣いかがでしょうか、お聞きいたします。

以上、私は、基本的な幾つかの問題に限定して質問してまいりましたが、今後商工委員会において個々の問題点を整理し、法律制定を渴望しておられます中小経営者のためにも本国会で決着をつけるべきだということを強く申し上げて、質問を終わります。(拍手)

### ○内閣総理大臣福田赳夫君登壇

〔内閣総理大臣福田赳夫君登壇〕

わが国経済の展望はどうかという御質問でございます。申し上げるまでもございませんけれども、あの三年半前の石油ショックで世界経済が今日大混乱に陥つておるのであります。そういう中におきまして、わが国経済は、五十一年、昨年はとにかく先進諸国の中では一番高い成長を実現をいたしたわけであります。ところが、その成長が

上半年に偏りまして、夏ごろから景気が停滞現象に入つて、徐々に回復過程にはあるものの、その実績から、これは単なる危惧にすぎないとと思うのですが、従前にも増して、政府の中小企業政策は国民のニーズの多様化に即したものでなければなりません。

また、小売業を本法の適用から除外するというのではなく、小売関係は大規模店舗法と商調法、これによりまして全部一括包括されておる次第でありまして、分野調整法におきましては製造業、卸業、サービス業、この分野におきまする法律でございますので、ここに小売を外したような次第でございます。

五十二年度予算はどうか成立しましたが、政

の状態を実現しはしないか、そういうようなことを心配いたして、政治の当面する最大の課題は、経済の回復を断行して、そして日本経済に活力ある展望を持っていただくということではなかろうかというふうに考えておる次第でございます。

幸いに、一昨日から新年度、五十二年度予算が実施できるような状態に入ってきたわけであつた。そういう機会をとらえまして、昨日は日本銀行においては公定歩合の引き下げを行つといふ決断をいたし、また今朝、政府におきましては閣議におきまして、五十二年度公共事業費、これは約十兆円になりますが、その七割は上半年において契約を実行をする、その七割のさらに七割、五兆円であります、この五兆円は四月一六月期において契約を行う、こういうことを決定いたし、公共事業推進本部を設けまして、毎月毎月その実施状況をチエックするということを決定いたしたわけであります。この公共事業がかなり影響するところが多かるうと思ひます。これを補うに金融政策、政府がけさせ決めたのであります。が、貸出金利の引き下げもこれを進めるということになりますれば、これも企業の経営改善にあずかって力があるであらう、こういうふうに考えております。

五十二年度におきましては、六・七%成長といふことを考へておるのであります。が、六・七とつままり公定歩合の引き下げに伴いまして、これも政府がけさせ決めたのであります。が、貸出金利の引き下げもこれを進めるということになりますれば、これも企業の経営改善にあずかって力があるであらう、こういうふうに考えております。

そこで、この公共事業がかなり影響するところが多かるうと思ひます。これを補うに金融政策、政府がけさせ決めたのであります。が、貸出金利の引き下げもこれを進めるということになりますれば、これも企業の経営改善にあずかって力があるであらう、こういうふうに考えております。

○國務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

まず第一に、中小企業の位置づけの問題でござりますが、今日の日本におきまして、御案内のように企業数から申すならば九九%を占め、同時にまた、それに従事されます関係の人口数から申

しましても、労働者諸君の数から言いましても、実際に全国民の過半数を超えるのが中小企業の関係でございますので、この問題は単なる経済問題だけではなく、社会関係いたしましてもとらえてまいらなければならぬ大問題でございます。

さて、ただいま先生のおっしゃいましたように、これらの中小企業の問題につきましての法制化の問題でございますが、やはりいろいろと近代化が進むにつれまして、従来の行政指導からさら

に一步踏み込みましたルールづくりを、この際、法制を整備することによって整えてまいりたい、かようにな存するのでござりますが、かような意味におきまして、この事業分野調整問題に持つておられます基本的な姿勢といふものは、やはりそこにはあくまでも、仰せられましたように大企業、中小企業といふもの一つの連帶性のもとにおきましてとらえてまいらなければならない、かような意味で、審議会におきましては、非常にこの分野調整の問題につきましては真剣な討議が重ねられてまいりまして、この結論を得たような次第でございま

す。

なお、御指摘の中の特殊契約制度の今後の取り扱いはどうするか、こういう御質問でございますが、紛争当事者の自主的な解決を基本としたしまして、紛争処理制度でありますこの特殊契約の制度は、これは本法案とは別個の制度でございますので、新法が制定された後にござるとしても併存させる考え方でございます。なお、これらの当事者は、これは大企業の事業活動の調整に関する法律案で、大企業の新たな市場拡大策としての相次ぐ中小企業の事業分野への進出によって、広範な中小企業者の経営は、二重、三重に苦しめられておりま

す。

この経営危機を開拓し、中小企業の経営の安定と振興を図ることは、ひとり中小企業のためだけではなく、雇用の安定など、国民生活を守り、健全な日本経済の発展のためにも欠かせない重要な問題であります。

さるに、大企業や外国会社の横暴な進出、経済擾乱行為などを民主的に規制することは、やはり基本的には非常に重大な問題であります。が、改めて、本制度を残してまいりたい、かように存じておられます。

次は、本制度の設立の過程におきまして、大店法、商調法の改正問題がクローズアップされておりますが、大店舗と中小商店との共存共榮の見地から、同二法を含めまして、流通の問題の抜本的な改革のために再検討する時期も到来いたしていります。

今回、政府が、中小企業の事業機会を奪う大企業の横暴な進出に対し、一定の抑制措置をとろうとする本法案を提出せざるを得なかつたことは、分野法制定促進協議会に結集した中小企業団体を初め、広範な中小業者の運動の貴重な成果であります。

○副議長(三宅正一君) 安田純治君。

(安田純治君登壇)

○安田純治君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、中小企業の事業活動の機会の確保の大企業者による事業活動の調整に関する法律案について、總理並びに関係大臣に質問いたします。

おまことに、この法律案にあらわれた、福田内閣の政治姿勢について伺います。

そもそも、中小企業の事業分野に大企業が相次いで進出してくる事態を規制する件については、

昨年五月二十四日、本院商工委員会で、「政府は、可及的速やかに中小企業者の事業分野の確保に関する法的措置を確立すべきである」と、明確に事

業分野確保の法の制定を、自民党を含めた五党一致で決議しておるのであります。にもかかわらず、政府は、事業活動調整法案を提出してきました。これは国会の意思を踏みにじり、かつ、国民の要求に背を向ける福田内閣の政治姿勢を示すものにはなりません。

なぜ、国会決議を尊重して分野確保法としなかつたのか、国会の意思に背いた法案を提出したこと反省するかどうか、さらにその姿勢を反省して必要な修正を行つて、分野確保の実を上げ得るものとする意思があるかどうか、總理並びに自民党総裁としての明確な答弁を求めるものであります。

次に、法律案の主要な問題点について質問いたします。

第一に、大企業への実効ある規制措置のはどんどう欠如した骨抜き法となつてゐる点であります。審議会の意見具申も、「実効の上がる法制を検討する必要がある」と述べてゐるであります。しかし、政府案では、大企業に対して勧告し、勧告に従わないものは公表するという程度でとどまつて

おり、現行の大規模小売店舗法よりも緩やかなものであり、このような大企業に対する強制力がない政府案では、実効上の上がる法制とは言えないことが明らかであります。

かつて、資本金三百四十億円の旭硝子が、理化医ガラス業界に進出しようとしたとき、通産省のおっせんで中小業者と二回も懇意を取り交わしておきながら、それを無視して進出し、中小業者に回復したい損害を与えた事実は、政府も承知のことであります。

このような大企業の商業道德をも無視した行為の数々の事例は、大企業に対する事業停止命令など、必要な命令を行うこと、命令に従わないものには罰則を科すなどの措置がどうしても必要なことを明白に示すものであります。命令、罰則条項を加えて、実際に効果のある法律とすべきであると思うが、その意思があるかどうか、通産大臣の見解を伺います。

第二に、商品、サービスを提供して国民生活に直接結びついている小売業の分野を、本法の適用から外している問題であります。

小売業の分野では、昭和四十八年、旧百貨店法を改悪して、許可制を届け出制とした大規模小売店舗法が制定されました。当時、共産党・革新共同だけが、大スーパーなどの進出を一層促進することになるとして反対の態度をとったのであります。その後の事態は、まさに私どもの指摘したとおり、大型店の進出ラッシュを招き、今日、中小小売業者のみならず、全国知事会も、大スーパーなどの横暴な進出を規制できるよう法改正を要求するに至ったのであります。私どもは、すでに今国会でも、店舗面積千平米以上の大型店の新規進出と拡張に当たっては、都道府県知事の許可を必要とすることとした改正案を提出しておるのであります。

そこで、あくまで私どもは、本法で小売業を適用除外とすることに反対するものであります。それとともに、大スーパーなどの横暴な進出を規制

できるように、大規模小売店舗法を改正するかどうか、通産大臣の明快な答弁を求めるものであります。

さらに大企業は、小売業分野への進出に当たって、大型店舗だけでなく、中小型店舗による進出を強めております。この進出方式は、全国百五十万の中小小売業者の経営を一段と脅かしておるのあります。

したがって、小売商業調整特別措置法を厳格に運用して、中小小売業者の事業機会を確保する措置を講ずるべきであります。また、法改正の機運の高まりの中で、大スーパーなどの駆け込み進出の動きもすでにあらわれており、こうした動きに對して必要な行政指導を行うべきであると思うが、以上の諸点について関係大臣の責任ある答弁を求めるものであります。

第三に、中小企業の事業分野として業種を指定することをやめている問題であります。これでは、大企業の進出後でなければ調整が行われないこととなり、命令規定のないこととあわせ、まさに実効性に乏しいものと言わなくてはなりません。

五十年度経済白書でさえ、わが国経済の実態について、大企業の支配が強まり、自由競争が機能しがたくなっていると分析しております、この立場からも、大企業の無制限的な進出に民主的な規制を加え、競争状態が正しく機能している中小企業分野を守ることが必要であります。こうして国民生活に密着した中小企業の経営を守ることこそ、国民経済的にいま切実に求められているのであります。

総理、あなたは「経済の福田」と呼ばれた人であります。日本経済の中での中小企業の役割りをもじ正しく認識されておるならば、この実態について適正であると考えられるのかどうか、この際、抜本的に強化改善する意思はないのか、率直な見解を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳氏登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳氏) お答えをいたします。  
分野調整法という名前も本来の長い長い名前の略語でございまして、さようなことから申すならば、先ほども提案理由で申し上げましたように、本法律は事業機会の確保法でございますから、そういう点では、別に分野調整といいう略語を使いまして、先ほど来たびたび申し上げましたごとに、この際はソフツな本法の制定の方がよろしだきたいと思ひます。

なお、本法案を実効の上がるものとするためには命令、罰則の規定をなぜ加えなかつたかといふことは、先ほど来たびたび申し上げましたごとに、この際はソフツな本法の制定の方がよろしい。

また、小売業を適用除外するならば大店法を改正することを約束するかどうかという御質問でございましたが、小売業の振興策と関連づけまして総合的に考えるべき問題であると存する次第でございまして、このような観点から、関係者との意見の調整を図りながら、今後とも検討、研究を続けてまいらなくてはならぬ、かように考えてお

地場産業や伝統的産業は、確實に保護すべきではないでしょうか。このような産業までも、外国会社や巨大企業に淘汰されることを放置するのかどうか。

以上の諸点について、関係大臣の責任ある答弁を求めるものであります。

最後に、総理に伺いたい。

今日、中小企業はわが国事業所数の九九・一%、小売販売額の約八割、全従業員数の八〇%を占め、日本経済、国民生活にきわめて重要な役割りを担っているであります。したがって、日本経済の健全な発展、雇用問題を含め、国民生活の安定、向上は、中小企業の経営の安定、振興と切り離しがたく結びついており、それゆえに、中小企業対策は、わが国政治の重要な柱の一つであります。ところが、自民党政府の過去の政策は、

中小企業問題といふのは、政府の支出、そういうものにはならない。やはりこれは金融と税なんですね。金融面と税制面であれだけの対策をとつておるということにつきましては、篤と御理解を願いたい 것입니다。

さようなことで、中小企業の問題につきましては、特に意を用いまして諸施策を推進しておる。五十二年度予算案をこちらになります。一般的会計の予算、そういう問題だけじゃないのです。中小企業問題といふのは、政府の支出、そういうものにはならない。やはりこれは金融と税なんですね。金融面と税制面であれだけの対策をとつておるということにつきましては、篤と御理解を願いたいと思います。

さようなることと、中小企業の問題につきましては、特に意を用いまして諸施策を推進しておる。私がよく認識しておるかと、いうようなお話をございますが、私は、中小企業という問題は、これはわが国経済の非常に大きな問題である、また、中小企業なくして日本経済がないというくらいな認識であります。

ります。

商調法を厳格に運用して中小売業の事業活動の機会を確保すべきではないかという御指摘でございますが、政府といたしましては、大店法をあわせてこれらの活用を図り、中小売商業の事業活動の機会を確保し、適正化を遂げていくつもりでございます。

また、大店法の改正絡みて駆け込み申詰が本音でないよう行政指導をすべきではないかといふ御指摘がございましたが、当面、同法の改正絡みで駆け込み申請が行われるというような事態はないと存じております。

府県知事が分担して行うような形にすべきではないかということをございますが、指定すべき業種を的確に選別するための客観的にして公正妥当な基準が見出しがたいという問題がございまして、その結果、消費者の利益の侵害などの弊害も懸念されられますので、これを採用することはいまの事態におきましては不適当と存ずる次第でござります。

○副議長(三宅正一君) 大成正雄君。  
以上お答えいたします。(拍手)

○大成雄選君 私は、ただいま提案されましたわゆる分野法に関する、新自由クラブを代表として、總理並びに通産大臣に質問をいたしました。まず、総理に質問ますが、昭和三十八年、中小企业基本法制定以来、大企業と中小企業との事業分野を調整すべしとの声は、本院内外において引き続き叫ばれ続けてまいりました。今日、政政府はようやく重い腰を上げましたが、分野法の制定を必要とする時代的背景や産業界の現状及び中小零細企業の現状についてどのように認識されておられますか、承りたいのであります。

次に、中小企業基本法の精神を、同法制定以来過去十四年間、政府はいかに具体的に施策に反映

せしめてきたかに、ついで乗りたいと存します

基本法第三条は、「国の施策」としてその第七に「中小企業者以外の者の事業活動の調整等によること。」とし、さらに第五条では「法制上の措置等」として、かかる国の「施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ。」としております。さらに重ねて第十九条では「国は、中小企業者以外の者の事業活動によるものとし、そのと並んで、中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図るため、紛争処理のための機構の整備等必要な施策を講ずるものとする。」とされております。

本法制定は第一次池田内閣のもとにおいてアーヴィング、先人の先見の明に感謝を深くするとともに、今日まで百貨店法の改正や中小企業団体の組織に関する法律の一部改正による商工組合の特別契約制度の創設以外は本法の精神が何ら生かされることはなく、中小零細企業の苦しみをよそにせざることなく、きわめて遺憾であると言ふ置置されてきたことは、きわめて遺憾であると言ふべきことなりません。

本院においても昭和三十九年の第四回大蔵省において社会党から、中小企業者の事業分野の確保に関する法律案として立法化の提案がなされ以来、昨年までの間、社会、公明、民社、共産各党から過去十三回にわたって同様の議員提案をなされてきたのであります。この間、最近の紛糾事例を見るまでもなく、全国の中、小企業や零細業者は、高度成長の波に乗った大企業の圧迫を受けて、大変な苦しみをなめてきたのであります。もとより、政府が中小企業の育成振興に全く手を貸さない無策であったとは思ひません。精いっぱいの努力をしてきたことを認めるにやぶさかではありますが、事分野の調整確保に関しては怠慢のそりを免れないと思うのであります。このようない府の消極的な姿勢はどこにあつたかの判断が重なります。

る措置が講じられている場合は、と規定しておりますが、いま全国で最も紛争事例の絶えないのは小売業界であるにもかかわらず、政府は他の法律によつて零細小売業の事業活動の機会が適正に確保されていると言い切つておりますが、一体全体、政府の言う他の法律とは何を指しているのか、承りたいのであります。

今までの答弁の内容では、大規模小売店舗法や小売商業調整特別措置法を指すものであると判断いたしますが、全くもつて認識不足であります。

大店法の手続を踏んで、すでに通産大臣が認可した大型百貨店やスーパーが進出して、いざ営業開始となつた事例の中には、商圈の拡大や地域商店街の近代化に貢献した事例もありますけれども、転廃業のやむなきに至つた零細小売業の悲惨なケースは枚挙にいとまがないでござります。

また、地元商業活動調整協議会が同意の答申をして、いま現在において地元近隣の商店街や消費者から猛烈な反対運動が起こつてゐるところもあります。かかる事態は、大店法の欠陥がもたらしたものであると言わなければなりません。

さらに問題となつてゐるのは、大店法の床規制値である三千平米ないし五千平米すれば、あるいはそれ以下のいわゆる中型店の進出による地元商店街との紛争であります。まさに無政府状態となつておりますが、全国地方団体においては、自治権の発動によつて規制条例を制定するのやむなきに至つておる事例がたくさんあります。

政府は、これに対して、かかる条例は直ちに違法とは言えないとして統一解釈を発表しておりますが、政府は昭和三十四年立法の商調法を現代の流通秩序の中にどのように位置づけようとしているのか、承りたいのであります。

次に、同法第十五条第三号に言つ中小小売商以外の者と中小小売商との間に生じた紛争について、都道府県知事はあつせんまたは調停を行つますが、政府は昭和三十四年立法の商調法を現代の

とができるとしておりますが、この規定を適用した事例は過去十八年間に何件あり、その成果はどうであったかを承りたいのです。

一方、都道府県知事は、この法律の規定に該当する紛争事例が全国に頻発しているにもかかわらず、今日等閑に付しているのは、一体いかなる理由によると判断しているかも承りたいのであります。

このたび、この分野法の立法に当たって小売業を適用除外したことの不備を指摘して、商調法や大店法を改正すべきとの声が各政党間に高まっていますが、政府の考え方はどうなのか、また、いかに対処せんとしているかを承りたいのであります。

次に、ただいま指摘した商調法の運用に関連して、同法第二条によつて議買会事業の員外利用を禁止することができるとしておりますが、最近、地元中小小売商が、生協や農協スーパーとも言うべき購買施設の大型化、近代化によって相当な悪影響を受けている事例が目立っておりますが、このことに関して通産大臣は今日いかなる措置をとってきたかを承りたいのであります。

最後に、この分野法の運用に当たつての行政組織の整備について承りたいと存じます。

政府は、昨年度半ばから、かかる紛争を調整する担当官として、本省及び各通産局におのおの一人ずつの調整官を配置し、会議所、商工会等にモニターを委嘱しておりますが、全国都道府県のこれに関する行政組織はきわめて不備と言わなければなりません。また、会議所、商工会等の商業活動調整協議会も、何ら法的な裏づけもなく、単なる諮問機関とされておるのであります。

この際、分野法の制定を契機に、中央、地方の行政組織を強化する考えがあるかどうかを承つ

て、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣福田赳天君登壇〕

○内閣總理大臣(福田赳天君) 政府が今回本法律案を提案するということになりました基本認識

についてというお話をございますが、先ほど中島源太郎さんにもお答えしたところでございますが、中小企業は中小企業で独立して存在するわけにはいかないのです。また、大企業といえども大企業だけで存在するわけにはいかない。やはりこ

れらが経済を展望しますと、やはり減速経済を立し得る、かように考るわけでありまして、やはり両者の関係は共存共榮、そういうところでなければならぬ、かよう考るわけでございます。

これから経済を展望しますと、やはり減速経済、そういう時代になります。そういう時代になりますので、やはり力の弱い立場の人に対しまして配慮をしなければならぬ、こういうようなことから分野調整法という立法を御審議をお願いをするということになった次第でございます。

それから、中小企業基本法制定以来、政府は無

為無策であったではないかというようなことなど

ざいますが、それは全面的にそうであつたわけでもないんだ、分野調整の分野を除きますればこれ

はもうかなり努力をしたという高い御評価でもありますましたが、分野調整の問題につきましてはどう

も無為無策である、そういうお話をございます

が、そうでもないのです。これは行政措置としてずいぶん努力をいたしてきておるわけで、また効果も上げてきておることは、大成さんも御承知の

ところに至つたわけあります。

なお、小売商が本法律案の適用対象から除外さ

れておりまつたので、先ほど申し上げましたよ

うな新しい立法を必要とする、こういう考え方を

とおりでございますが、大規模小売店舗法や小売

商業調整特別措置法、この運用でかなり効果を上げてきておるわけであります。この運用を強化いたしますれば新しい立法の適用を必要としない、

こういう見解であります。

しかし、そういう状態ですと小売業の問題は見てまいりますけれども、将来それで対処しきれないというようなことになりますれば、その際はその際の問題として考えていただきたい、かように

考える次第でございます。(拍手)

〔國務大臣田中龍夫君登壇〕

○國務大臣(田中龍夫君) お答えをいたします。

今日、分野法がかような海上に上りまする大きな問題は、何と申しましても、高度成長の時代から低成長に転換いたしました中におきまして、大

規模店舗がいろいろ進出してくるということに対しまして、中小企業をあくまでも守つていかなればならぬというものが本法を御提案申しまする理由でございますが、その中におきましても、この問題につきましては多種多様な実態が対象でござりますので、これを調整いたしますには、審議会の答申のような姿が一番ふさわしいのではないか、かように存ずるのでございます。

また、命令、罰則の規定がないことにつきましての御指摘でございましたが、先ほど来申し上げまするよう、機動的な調整を行なうためには、やはり本法案におけるような方法がふさわしい、か

ように存じておる次第でございます。

なお、商調法を現代の流通秩序の中にはどう

に位置づけようとしておるのかという御質問でござりまするが、小売業におきまする調整問題は、

御指摘の商調法と大規模小売店舗法との運用を適切に組み合わせることによりまして対処することができる、ありますので、本法の対象は、あ

くまでも製造業、サービス業並びに卸業、こういふふうな対象を整えておる次第でございます。

商調法の運用実績並びに都道府県によります

本法の活用の姿が低調ではないかというお尋ねでございますが、本法を背景としたしまして知事が

行政指導いたしました事例は、この五ヵ年間に約四十二件ほどある次第でございまして、相当程度に活用されておる次第でございます。

また、適用除外との絡みで、商調法、大店舗法を改正すべきではないかという問題につきましては、安定成長下におきまする小売業のあり方の検討の一環といたしまして、今後も慎重に検討を続けてまいりたいことにいたしたい、かように存じております。

また、購買会の問題にお触れになりましたが、

購買会との問題につきましては、今後もいろいろとさらに検討いたしまりますが、なお監督官庁によりまする厳格な運用によりましてこれを

調整してまいりたい。

なおまた、本法の制定に伴いまする行政組織の強化という点に言及されましたら、分野調整対策の強化を図りまするための体制整備といたしましては、このために中小企業調整官の増員を行なったい。

以上のような考え方を持っております。(拍手)

以上のように考へ持つております。

○副議長(三宅正一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時十七分散会

○副議長(三宅正一君) 本日は、これにて散会いたしました。

出席國務大臣

内閣總理大臣 福田 耕夫君  
法務大臣 福田 一君  
文部大臣 海部 俊樹君  
厚生大臣 渡辺美智雄君  
通商産業大臣 田中 龍夫君  
運輸大臣 田村 元君  
郵政大臣 小宮山重四郎君  
労働大臣 石田 博英君  
石田 博英君





五名提出、參法第一四号) (予)

内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律案

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出

案を参議院に送付した。

公营企業金融公庫法の一部を改正する法律案

(小川新一郎君外三名提出)

住宅保障法案(下平正一君外六名提出)

一、今十九日、予備審査のため次の本院議員提出

案を参議院に送付した。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資

格等の付与に関する特別措置法の一部を改正す

る法律案(法務委員長提出)

(回付議案受領)

一、去る十六日、参議院から回付された内閣提出

案は次のとおりである。

証人等の被害についての給付に関する法律の一

部を改正する法律案

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十六日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

に関する法律の一部を改正する法律案

議院法制局法の一部を改正する法律案

昭和五十二年六月一日を以て施行する法律案

昭和五十二年六月一日を以て施行する法律案

成田空港に関する質問主意書(阿部昭吾君提出)

昭和五十二年六月一日を以て施行する法律案

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外三名提出)

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和五十二年四月十六日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 保利 茂殿

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

成田空港に関する質問主意書(阿部昭吾君提出)

昭和五十二年四月十六日

衆議院議長 保利 茂殿

参議院議長 河野 謙三

昭和五十二年四月十六日

(修正に係る条文を掲ぐ。)

## (戦傷病者戰没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戰傷病者戰没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に一、八三一、一〇〇円以内の額を加えた額	一一、六一六、〇〇〇円	一一、一一九、〇〇〇円
第一項症		一一、七〇〇、〇〇〇円	一一、二八二、〇〇〇円
第二項症		九九四、〇〇〇円	七五九、〇〇〇円
第三項症		六五四、〇〇〇円	四九七、〇〇〇円
第四項症		三九二、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円
第五項症		一、〇七四、〇〇〇円	八三九、〇〇〇円
第六項症		一、八〇〇、〇〇〇円	七八六、〇〇〇円
第一款症		一、三八一、〇〇〇円	七一四、〇〇〇円
第二款症		一、二三九、〇〇〇円	五五七、〇〇〇円
第三款症		一、一〇〇、〇〇〇円	四三一、〇〇〇円
第四款症		一、九一、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円
第五款症		一、九一、〇〇〇円	二、九一、〇〇〇円
不具廃疾の程度	金	額	
第一款症		二、七八三、〇〇〇円	
第二款症		二、三〇九、〇〇〇円	
第三款症		一、九八一、〇〇〇円	

第八条第一項中「あつては、七万二千円」を「あつては、八万四千円」に、「二万四千円」を「二万六千四百円」に、「ついては四万八千円」を「ついては五万四千円」に、「ときは四万八千円」を「ときは五万二千八百円」に、「ときは、七万二千円」を「ときは、八万四百円」に、「四千八百円」を「一万二千円」に改め、同条第三項中「七万二千円」を「八万四千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

第四款症	一、六一七、〇〇〇円
第五款症	一、三〇五、〇〇〇円

第二十七条第一項中「二万四千円」を「二万六千四百円」に、「一万八千円」を「一万九千八百円」に、「六十万二百円」を「六十三万九千七百円」に、「四十五万九千二百円」を「四十八万八千八百円」に、「六十二万四千二百円」を「六十六万三千七百円」に、「四十八万三千二百円」を「五十一万二千八百円」に改め、同条第三項中「十万円」を「十万七千円」に改める。

第三十二条第三項中「二万四千円」を「二万六千四百円」に、「一万八千円」を「一万九千八百円」に改める。

第一条 戰傷病者戰没者遺族等援護法の一部を次のように改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に一、九一五、一〇〇円以内の額を加えた額	一一、七三六、〇〇〇円	一一、二三九、〇〇〇円
第一項症		一一、八〇〇、〇〇〇円	一、三八一、〇〇〇円
第二項症		一、〇七四、〇〇〇円	八三九、〇〇〇円
第三項症		一、八〇〇、〇〇〇円	七八六、〇〇〇円
第四項症		一、三八一、〇〇〇円	七一四、〇〇〇円
第五項症		一、二三九、〇〇〇円	五五七、〇〇〇円
第六項症		一、一〇〇、〇〇〇円	四三一、〇〇〇円
第一款症		一、九一、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円
第二款症		一、九一、〇〇〇円	二、九一、〇〇〇円
第三款症		一、九一、〇〇〇円	二、九一、〇〇〇円
第四款症		一、九一、〇〇〇円	二、九一、〇〇〇円
第五款症		一、九一、〇〇〇円	二、九一、〇〇〇円
不具廃疾の程度	金	額	
第一款症		二、七八三、〇〇〇円	
第二款症		二、三〇九、〇〇〇円	
第三款症		一、九八一、〇〇〇円	
第四款症		一、九一、〇〇〇円	
第五款症		一、九一、〇〇〇円	

第八条第七項の表を次のように改める。



(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十六項の次に次の二項を加える。

17 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同前)の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む)であつたことにより、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号)附則第三条第一項又は第二項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

18 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十二年十一月一日とする。

第八条 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第二百号)の一部を次のようにより改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者。

二 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者が同月七日以後負傷し、又は疾病にかかつたとし、昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金(遺族援護法第三十四条第一項の規定により支給するもの(同条第二項の規定によるものを除く。)に限る。)を

受けける権利を取得したこととなる者

第二条の二第二項中「場合を含む」の下に「次

項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号の一に該当し、かつ、昭和五十年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合は、遺族援護法第三十五条第一項に規定する戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第二条第一項に規定する戦没者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の日まで引き続く一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者(死亡した者の遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第三項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当する)で、同日において第一項第一号又は第二号に該当しなかつたもののうち、死亡した者号の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第九条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第二百九号)の一部を次のようにより改正する。

附則に次の二項を加える。

3 第四条第一項に規定する国債の償還金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができ

ようにより改正する。

附則に次の三項を加える。

22 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同前)の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の父母又は祖父母であったことにより、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号)附則第三条第一項又は第二項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

23 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ昭和五十二年九月三十日と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは昭和五十二年十月一日とする。

24 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十二年十月一日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第九条及び附則第六条の規定は公布の日から、第二条、第五条及び次条の規定は同年八月一日から、第七条、第八条、第十条及び附則第五条の規定は同年十月一日から、第三条、附則第三条及び附則第四条の規定は同年十一月一日から施行する。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)

第二十三条第一項及び第二項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有することとなるべき者に関する第二条の規定による改正

後の遺族援護法を適用する場合においては、次

の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の

中欄に掲げる日又は月は、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第十一條 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「二万四千円」を「一万六千四百円」に、「一万八千円」を「一万九千八百円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第九条及び附則第六条の規定は公布の日から、第二条、第五条及び次条の規定は同年八月一日から、第七条、第八条、第十条及び附則第五条の規定は同年十月一日から、第三条、附則第三条及び附則第四条の規定は同年十一月一日から施行する。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)

第二十三条第一項及び第二項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有することとなるべき者に関する第二条の規定による改正

後の遺族援護法を適用する場合においては、次

の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の

中欄に掲げる日又は月は、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第十一条 戰傷病者戦没者等援護法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次の二項を加える。

3 第四条第一項に規定する国債の償還金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができ

第三十条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和五十二年八月一日
第二十五条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和五十二年八月一日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日	昭和五十二年八月一日
第二十九条第一項第一号及び第四号	昭和三十四年一月一日	昭和五十二年八月一日
第四十条	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十二年七月三十一日
第三十一条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和五十二年八月一日





〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊、国民義勇戦闘隊の組織、活動状況及び旧義勇兵役法・国民義勇戦闘隊員に対する陸軍刑法等の適用に関する法律の実施状況を明確にして、公平適切な援護措置をとりうるよう検討すること。

一 旧防空法による組織及び活動状況について明確にするとともに、警防団員等に対する援護法上の取扱いについては、戦後相当期間経過していることにかんがみ、その認定方法等について彈力的に運用するよう配慮すること。

一 漢洲開拓青年義勇隊員等の実状について更に調査を行い、処遇の改善について検討すること。

一 最近の物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上にみあつて、援護の水準を更に引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに手続等の簡素化を図ること。

一 戰傷病者に対する障害年金等の処遇及び原爆症等内科的疾患の認定基準については、更にその改善を努めること。

一 生存未帰還者の調査については、更に關係方面との連絡を密にして、調査及び救出に万全を期すること。

一 法律の内容について必要な広報等に努める等

め。第四章中第六十二条の前に次の二条を加える。

第六十二条の二 政府は、被保険者及び被保険者であつた者(以下この章において「被保険者等」という。)に關し、景氣の変動その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用安定事業として、次の事業を行ふことができる。

防その他雇用の安定を図るために、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 事業転換等を余儀なくされ、当該事業転換等に伴い必要となる教育訓練をその雇用する労働者に受けさせる事業主に対しても、当該教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと。

二 事業転換等を余儀なくされ、当該事業転換等のための施設又は設備の設置、整備等に伴いその雇用する労働者を休業させる事業主に対して、当該休業に必要な助成及び援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

3 前二項に規定する事業の実施に關して必要な基準は、労働省令で定める。この場合において、前項各号に掲げる事業の対象となる事業主をその行う事業の属する業種の種別により定めようとするときは、あらかじめ、労働大臣は、当該業種に属する事業を所管する大臣と協議するものとする。

第六十二条第一項中「被保険者及び被保険者であつた者(以下この章において「被保険者等」という。)」を「被保険者等」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とする。

第六十五条中「前二条の二」を「第六十二条の二」に改める。

第二条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業(第六十二条—第六十五条)」を「第四章 雇用安定事業等(第六十二条の二—第六十五条)」に改める。

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を改正する。

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業(第六十二条—第六十五条)」を「第四章 雇用安定事業等(第六十二条の二—第六十五条)」に改める。

第一項中「資するため」の下に「失業の予防」を加える。

第三条中「行うほか」の下に「雇用安定事業」を加える。

「第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業」を「第四章 雇用安定事業等」に改める。

から前条までの規定による」に改める。

第六十六条第三項第三号中「千分の三」を「千分の三・五」に、「三事業率」を「四事業率」に改め、同条第四項第一号ロ中「三事業率」を「四事業率」に改める。

第六十八条第一項中「三事業率」を「四事業率」に改め、「得た額は」の下に「雇用安定事業」を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一  
部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改定する。

第十二条第四項中「千分の十三」を「千分の十  
三・五」、「千分の十五」を「千分の十五・五」  
に改め、同条第五項中「並びに雇用改善事業、能  
力開発事業及び雇用福祉事業に要した費用の額  
(翌年度への繰越額を含む)の合計額」を削り、  
「千分の十一」から「千分の十五まで」を「千分の十  
一・五から千分の十五・五まで」に、「千分の十  
三から千分の十七まで」を「千分の十三・五から  
千分の十七・五まで」に改め、同条第六項中「同  
項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額」  
を「と第一項第三号の事業に係る一般保険料の  
額の総額とを合計した額から当該合計した額に  
四事業率(千分の三・五の率を雇用保険率で除  
して得た率をいう。同条第一項において同じ。)  
を乗じて得た額を減じた額」に改める。

第三十条第一項第一号ロ中「千分の三の率を  
雇用保険率で除して得た率(次号において「三事  
業率」という。)」を「四事業率」に改め、同項第二  
号ロ中「三事業率」を「四事業率」に改める。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第三条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律  
第十八号)の一部を次のように改定する。

第五条中「一般会計からの受入金」の下に「雇  
用安定資金からの受入金」を、「積立金からの受  
入金」の下に「雇用安定資金から生ずる收入」  
を、「失業給付費」の下に「雇用安定事業費」を、  
「繰入金」の下に「第八条の二第一項の規定によ  
る雇用安定資金への繰入金」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

(雇用安定資金の設置)

第八条の二 雇用勘定に雇用安定資金を置き、  
同勘定からの繰入金及び第十八条第三項の規  
定による組入金をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する雇用勘定からの繰入金は、  
予算の定めるところにより、繰り入れるもの  
とする。

3 雇用安定資金は、雇用安定事業費及び前条  
の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰  
入金(労働保険料の返還金の財源に充てるた  
めの額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁  
するため必要があるときは、予算の定めると  
ころにより、使用することができる。

(雇用安定資金の経理方法)

第八条の三 雇用安定資金の受払は、大蔵大臣  
の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出  
外として経理するものとする。

第九条に次の二項を加える。

3 雇用勘定にあつては、前項の書類のほか、  
当該年度の雇用安定資金の増減に関する計画  
表を添付しなければならない。

第十二条第二項中「及び同条第二項」を「並び  
に同条第二項及び第三項」に、「添附」を「添付」  
に改める。

第十六条に次の二項を加える。

3 雇用勘定にあつては、前項の書類のほか、  
当該年度の雇用安定資金の増減に関する実績  
表を添付しなければならない。

第十七条第二項中「及び同条第二項」を「並び  
に同条第二項及び第三項」に、「添附」を「添付」  
に改める。

第十八条の見出し中「剩余金」を「剩余金等」に  
改め、同条第一項中「又は雇用勘定」を削り、「こ  
れを当該各勘定」を「これを同勘定」に、「なけれ  
ばならない」を「不足を生じたときは同勘定の  
積立金からこれを補足するものとする。」に改め  
る。

第十九条中「雇用改善事業費、能力開発事業  
費及び雇用福祉事業費並びに」を「及び」に改め  
る。

第二十一条の見出し中「積立金」を「雇用安定  
資金及び積立金」に改め、同条中「労災勘定」を  
「雇用安定資金並びに労災勘定」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年十月一日から  
施行する。ただし、第一項中雇用保険法第六十  
六条第三項第三号の改正規定(千分の三)を「千  
分の三・五」に改める部分に限る。」、第二項中  
労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二

りの額とする。」から当該年度の歳出額(雇用  
安定事業、雇用改善事業、能力開発事業及び  
雇用福祉事業に係る歳出額(次号において「四  
事業費充当歳出額」という。)を控除した残り  
の額とする。)を控除して残余があるときはこ  
れを同勘定の積立金として積み立て、不足が  
あるときは同勘定の積立金からこれを補足す  
るものとする。

第十八条中第三項を第四項とし、第二項の次  
に次の二項を加える。

3 雇用勘定において、毎会計年度の四事業費  
充当歳出額から当該年度の四事業費充当歳出  
額を控除して残余があるときはこれを雇用安  
定資金に組み入れ、不足があるときは雇用安  
定資金からこれを補足するものとする。

第十九条中「雇用改善事業費、能力開発事業  
費及び雇用福祉事業費並びに」を「及び」に改め  
る。

第二十一条の見出し中「積立金」を「雇用安定  
資金及び積立金」に改め、同条中「労災勘定」を  
「雇用安定資金並びに労災勘定」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年十月一日から  
施行する。ただし、第一項中雇用保険法第六十  
六条第三項第三号の改正規定(千分の三)を「千  
分の三・五」に改める部分に限る。」、第二項中  
労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二



資金を置き、同勘定からの繰入金及び四事業に係る剰余をもつてこれに充てるものとすること。

2 雇用安定資金は、雇用安定事業費等を支弁するため必要があるときは、予算の定めるとところにより、使用することができるものとすること。

3 雇用勘定において、毎会計年度、失業給付に係る剰余があるときはこれを同勘定の積立金として積み立てるものとし、四事業に係る剰余があるときはこれを雇用安定資金に組み入れるものとすること。

#### (四) その他

1 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行すること。ただし、雇用保険料率の引上げに関する部分は、昭和五十三年四月一日から施行するものとする。

2 建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働省設置法について所要の整備を行うものとする。

二 議案の可決理由

景気の変動、産業構造の変化等に伴つて発生する失業の予防等を図るため、雇用安定事業を実施するとともに、雇用安定資金を設置する等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度労働保険特別会計（労働省所管）の雇用勘定に四百七十七億七千五百万円（うち雇用安定資金へ繰入れ百億円）が計上されている。

なお、昭和五十三年度における保険料率の引上げによる収入増は、約二百九十億円程度の見込みである。

右報告する。

昭和五十一年四月十九日

社会労働委員長 橋本龍太郎

〔別紙〕

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、現下の雇用失業情勢にかんがみ、労働者の雇用の安定の実効を確保するため、次の事項について、なお一層努力すべきである。

一 今後の経済社会情勢の変化に対応して、完全雇用の達成を期するため、労働時間の短縮問題を含め、総合的な雇用機会の確保、拡大のための施策を講ずとともに、失業者の再就職の促進とその生活の安定、短期雇用、日雇い、パート等不安定雇用の改善のための施策の充実を図ること等、総合的な雇用政策の確立を図ること。

二 雇用安定事業の実施に当たつては、特に、中

小企業、下請企業の労働者の失業の予防に実効をあげようより、その実施基準及び運用について十分配慮すること。

三 雇用安定事業等雇用保険の四事業の実施については、関係労使の意見を反映した適正な運営が図られるよう、公労使三者構成による専門機関の設置の検討も含めて、速やかに所要の措置を講ずること。

四 雇用保険の完全適用を可及的速やかに実現するよう努めるとともに、被保険者が不利益を被ることなく適用事務の円滑な処理が行われるよう的確な措置を講ずること。

五 日雇失業給付の段階制の是正等その改善について可及的速やかに所要の措置をとること。

六 生涯訓練体系の確立、技能尊重氣運の醸成などを図るため、財源措置を含めて、職業訓練制度を抜本的に再検討し、速やかにその改善を行いうこと。

#### (定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶運航事業 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第一条第一項に規定する

船舶運航事業をいう。

二 外航船舶運航事業 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおいて行う船舶運航事業をいう。

三 本邦外航船舶運航事業者 本邦の法令により設立された法人その他の団体又は本邦の国籍を有する者であつて、外航船舶運航事業を行ふものをいう。

四 外国外航船舶運航事業者 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、外国の法

する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いのためその利益が著しく害されている場合において、その事態に対処するための特別の措置を講ずることにより、本邦外航船舶運航事業者が外国外航船舶運航事業者と対等の競争条件の下でその事業活動を行うことができるようにして、もつて本邦の外航船舶運航事業の健全な発展に資することを目的とする。

令により設立された法人その他の団体又は外  
国の国籍を有する者であつて、外航船舶運航  
事業を行うものをいう。

五 海運代理店業 海上運送法第二条第十項に  
規定する海運代理店業をいう。

(対抗措置の通告等)

第三条 運輸大臣は、外國又は外國の公共団体若  
しくはこれに準ずるものと講ずる次に掲げる措  
置により本邦外航船舶運航事業者が當該外國  
(外國の公共団体又はこれに準ずるものと講  
ずる場合は、その屬する外國)に係る  
外国外航船舶運航事業者(以下「相手国外航船舶  
運航事業者」という。)よりも不利益な取扱いを  
受けているため本邦外航船舶運航事業者の利益  
が著しく害されている場合において、その事態  
に対処するため必要があると認めるときは、相  
手国外航船舶運航事業者に対し、六月を下らな  
い期間を定めて、その期間内にその事態が消滅  
しない場合は次条第一項に規定する事項を命ず  
ることがある旨を通告することができる。

一 外國と本邦との間において運送される貨物  
について、その荷主に対し、外国外航船舶運  
航事業者による運送の利用を義務付けるこ  
と。

二 前号の貨物の運送について、本邦外航船舶  
運航事業者に対し、外国外航船舶運航事業者  
に有利な取扱いを定める協定の締結を義務付  
けること。

三 前二号に定めるもののほか、本邦外航船舶  
運航事業者の行う外航船舶運航事業の競争力  
を低下させることとなる措置として政令で定  
める措置

運輸大臣は、前項の規定による通告をした場  
合は、同項に規定する事態の概要、當該通告を  
した相手国外航船舶運航事業者の氏名又は名称  
及び當該通告の内容を告示しなければならな  
い。この場合において、運輸大臣は、運輸省令  
で定めるところにより、當該告示をした事項を  
海運代理店業を行なう者、外航船舶運航事業利  
用する荷主その他の運輸省令で定める関係者に  
周知させるため必要な措置を講じなければなら  
ない。

2 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、  
當該告示をした事項を海運代理店業を行なう者、  
外航船舶運航事業利用する荷主その他の運輸省  
令で定めるところにより、當該告示をした事項を  
海運代理店業を行なう者、外航船舶運航事業利  
用する荷主その他の運輸省令で定める関係者に  
周知させるため必要な措置を講じなければなら  
ない。

3 運輸大臣は、第一項に規定する事態が消滅し  
たと認める場合は、その旨を告示し、かつ、次  
条第一項に規定する事項を命ずることがなくな  
った旨を第一項の規定による通告をした相手國  
外航船舶運航事業者に通告しなければならな  
い。

4 第二項後段の規定は、前項の規定による告示  
をした場合について準用する。

(対抗措置)

第四条 運輸大臣は、前条第一項の規定による通  
告において定めた期間が経過した後においても  
なお同項に規定する事態が消滅していないと認  
める場合には、當該通告をした相手国外航船舶  
運航事業者に対し、次に掲げる事項を命ずるこ  
と。

5 運輸大臣は、前条第一項に規定する事態が消  
滅したと認める場合は、その旨を告示し、か  
つ、第一項の規定による命令を取り消さなけれ  
ばならない。

6 前条第二項後段の規定は、前項の規定による  
告示をした場合について準用する。

(協議)

第五条 運輸大臣は、第三条第一項の規定による  
通告をし、又は前条第一項の規定による命令を

とができる。

一 当該相手国外航船舶運航事業者の行う外航  
船舶運航事業を使用する船舶について、期間  
を定めて、本邦の港への入港を制限し、又は

禁止すること。

二 前号の船舶について、期間を定めて、本邦  
における貨物の積込み又は取卸しを制限し、  
又は禁止すること。

二 前項の規定による命令は、前条第一項に規定  
する事態に対処するため必要な限度を超えない  
ものとし、かつ、その国民経済に対する影響が  
できるだけ少ないものとするような配慮の下に  
行わなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の規定による命令をしよ  
うとする場合において必要があると認めるとき  
は、前条第二項後段に規定する運輸省令で定め  
る関係者から事情を聽取することができる。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定による命  
令をした場合について準用する。

5 運輸大臣は、前条第一項に規定する事態が消  
滅したと認める場合は、その旨を告示し、か  
つ、第一項の規定による命令を取り消さなけれ  
ばならない。

6 前条第二項後段の規定は、前項の規定による  
告示をした場合について準用する。

(運輸省令への委任)

第七条 この法律に規定するもののはか、この法  
律の実施のため必要な手続その他の事項は、運  
輸省令で定める。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ  
の身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを  
提示しなければならない。

3 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪  
捜査のために認められたものと解釈してはなら  
ない。

4 第二項後段の規定は、第一項の規定による命  
令をした場合について準用する。

5 運輸大臣は、前条第一項に規定する事態が消  
滅したと認める場合は、その旨を告示し、か  
つ、第一項の規定による命令を取り消さなけれ  
ばならない。

6 前条第二項後段の規定は、前項の規定による  
告示をした場合について準用する。

(罰則)

第八条 第四条第一項の規定による命令に違反し  
た者は、一年以下の懲役又は五百万円以下の罰  
金に処する。

しようとする場合は、あらかじめ、関係行政機  
関の長に協議しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第六条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限  
度において、外航船舶運航事業を行なう者若しく  
は外航船舶運航事業に関し海運代理店業を行な  
う者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はそ  
の職員に、第三条第一項の規定による通告をし  
た相手国外航船舶運航事業者若しくは當該相手  
国外航船舶運航事業者の行う外航船舶運航事業  
に關し海運代理店業を行なう者の営業所、事務所  
その他の事業場若しくは船舶に立ち入り、帳  
簿、書類その他の物件を検査させることができ  
る。

第九条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（運輸省設置法の一部改正）

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十五号の二を第十五号の二の四とし、第十五号の二を第十五号の二の三とし、第十五号の二を第十五号の二の二とし、第十五号の次に次の一号を加える。

## 十五の二 外国等による本邦外航船舶運航事

業者に対する不利益な取扱いに對処すること、必要な命令をすること。

### 理 由

外国等による本邦の外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いのためその利益が著しく害されている現状にかんがみ、その事態に對処するため、外航船舶運航事業者と對等の競争条件の下で

その事業活動を行うことができるようにして、もつて本邦の外航船舶運航事業の健全な發展に資することを目的とする。

### （二） 対抗措置の通告

運輸大臣は、外国等が次に掲げる措置を講ずることにより本邦外航船舶運航事業者が当該外国に係る外国外航船舶運航事業者（以下「相手国外航船舶運航事業者」という。）よりも不利な取扱いを受けているため、本邦外航

船舶運航事業者の利益が著しく害されている場合において、その事態に對処するため必要があると認めるときは、相手国外航船舶運航事業者に対し、六月を下らない期間を定めて、その期間内にその事態が消滅しない場合は対抗措置を命ずることがある旨を通告することができる。

### （四） 通告又は命令の周知

運輸大臣は、通告又は命令をした場合は、定めて本邦の港への入港又は本邦における貨物の積卸しの制限又は禁止を命ずることができる。

（3） 前記に定めるもののほか、本邦外航船舶運航事業者の行う外航船舶運航事業の競争力を低下させることとなる政令で定める措置

### （三） 対抗措置

運輸大臣は、通告において定めた期間が経過した後においてもなお本邦外航船舶運航事業者の利益が著しく害されている事態が消滅していないと認める場合には、その通告をしていないと認める場合には、その通告をした相手国外航船舶運航事業者に對し、期間を

定めて本邦の港への入港又は本邦における貨物の積卸しの制限又は禁止を命ずることができる。

### （四） 命令の取消し等

運輸大臣は、本邦外航船舶運航事業者の利益が著しく害される事態が消滅したと認める場合は、その旨を告示し対抗措置を命ずることがなくなりた旨を相手国外航船舶運航事業者に通告し、又は対抗措置の命令を取り消さなければならず、かつ、告示した事項を運輸省令で定める関係者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（1） 目的

この法律は、外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いのためそのとおりである。

（2） 右の貨物の運送について、本邦外航船舶運航事業者に對し、外国外航船舶運航事業者に有利な取扱いを定める協定の締結を義務付けること。



している。ただし、国立婦人教育会館の設置に關する改正規定は、同年七月一日から施行することとしている。

### 二 議案の修正議決理由

本案は、婦人教育の振興を図るため、並びに芸術文化の振興に資するため、妥当な措置と認められるが、国立国際美術館の設置に関する改正規定の施行期日は、修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三十二億八千万円が昭和五十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

官報外号

内閣委員長 正示啓次郎  
衆議院議長 保利 茂殿  
〔別紙〕  
(小字及び一は修正)

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第十条第五号の二の改正規定及び第二十五条の次に一条を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改

法律案を提出する理由である。

右の議案を提出する。  
昭和五十一年四月十九日

提出者 法務委員長 上村千一郎

右  
国会に提出する。  
昭和五十一年三月八日

第三条の三第三号及び第二条の四第三号中「二

法律第三十三号の一部を次のように改正する。

第七条中「五年間」を「十年間」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 前項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者は、同項の期間内にそのすべての事務を完了するよう努めるものとし、当該期間満了時において完了していない事務があると見込まれるときは、支障なく業務をやめることができるように、あらかじめ、事件の依頼者への書類の返還その他必要な措置を講じなければならぬ。

第三条の三第三号及び第二条の四第三号中「二百四十日」を「百八十月」に改める。

第四条第二項を次のように改める。  
2 挂金月額は、千円以上であつて五百円に整数を乗じて得た額とし、共済契約者一人につき三万円を超えてはならない。

第九条第一項中「五百円及びその五百円を順次こえる五百円」とを「五百円」と順次改める。

一 議案の要旨及び目的  
本案は、最近における経済事情の変化に対応して、小規模企業共済契約の掛金月額の最低限度及び最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給事由を一部改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

附則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
この法律の施行の際現に改正前の小規模企業

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第十条第五号の二の改正規定及び第二十五条の次に一条を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
この法律の施行の際現に改正前の小規模企業共済法の定めるところにより締結されている共済契約であつてその掛金月額が五百円であるものについては、改正後の同法第四条第一項の規

定期にかかわらず、その掛金月額を五百円とすることができる。ただし、この法律の施行後その掛金月額が変更された場合は、この限りでない。

い。

理由

内閣總理大臣 福田 越夫

内閣總理大臣 福田 越夫

最近における経済事情の変化に対応して小規模企業共済契約の掛金月額の最低限度及び最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給事由を一部改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最近における経済事情の変化に対応して小規模企業共済契約の掛金月額の最低限度及び最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給事由を一部改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



措置の期限の五年延長等を行うこと。

4 沖縄県で観光客に販売される特定の物品に係る関税及び内国消費税の払戻し制度の適用期限を五年延長すること。

(三) その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 この法律は、昭和五十二年五月十五日から施行すること。

二 議案の可決理由

沖縄県の復帰後における社会経済情勢の変化等に顧み、復帰に伴う内国消費税及び関税等に係る特例の期限延長等を行おうとする本案の趣旨を妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十二年四月十九日

沖縄及び北方問題に  
関する特別委員長 稲富 稔人

[別紙]

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法施行に當たつて、政府は、沖縄復帰後五年の経過に照し、次の諸点に特段の配慮を加え、沖縄県民の期待にこたえるよう適切な施策を講ずべきである。

一 沖縄の特性を生かした第一次産業、伝統工芸を中心とする第二次産業、観光産業等の振興及び沖縄県民の文化的遺産の保全並びに県民生活の安定向上について、なお一層の努力を払うこと。

二 沖縄振興開発金融公庫の運営に当たつては、県民の要請にこたえるようなお一層の努力を払うこと。

三 米麦の政府売り渡し価格等食糧管理法の特例については、これが県民生活に重大な影響をもつため、県民生活の安定及び物価の動向に十分配慮して措置すること。

四 交通方法を変更するに当たつては、県民生活への影響等を十分配慮し、県民の理解と協力を得て、その円滑な移行に努めるとともに、総合的な交通体系の確立についても検討を促進すること。

五 その他の沖縄に対する特別措置については、県民の実情を十分配慮し、遺憾のないよう処理すること。

六 第二次大戦及びそれに引き継ぐ米国施政等による沖縄の特殊事情については、県民の立場を十分に理解し、一日も早く県民の苦悩を解消できるよう格段の努力をなすこと。

右決議する。

衆議院会議録第十八号中正誤

正	誤	行	段	ペシ
三・三倍	二・三倍	二・三倍	三・三倍	三・三倍
四・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
五七	三・末八	平岩先生	平石先生	平石先生
六〇	二・二末	いなし	いなし	いなし